

週二回(火、金)定期発行
必要に応じ号外発行

公報

外 第六十六号

一九七〇年
七月十日

立 法

目 次 ページ

○ 売春防止法(立法第九十三号)

1

立 法

立法院の議決した売春防止法に署名し、ここに公布する。

一九七〇年七月十日

行政主席代理 行政副主席 知念朝功

立法第九十三号
琉球政府立法院は、ここに次のとおり定める。

売春防止法

目 次

第一章 総則(第一条～第四条)
第二章 刑事処分(第五条～第十六条)
第三章 惩罰処分(第十七条～第三十三条)
第四章 保護更生(第三十四条～第三十九条)
附 則

(目的)
第一章 総則

第一条 この立法は、売春が人としての尊厳を害し、性道德に反し、社会の善良の風俗をみだすものであることにかんがみ、売春を駆逐する行為等を处罚するとともに、性行為は環境に照らして売春を行なうおそれのある女子に対する指導処分及び保護更生の措置を講ずることによつて、売春の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この立法で「売春」とは、対價を受け、又は受けた約束で、不特定の相手方と性交することをいう。

(売春の禁止)

第三条 何人も、売春をし、又はその相手方となつてはならない。

(適用上の注意)

第四条 この立法の適用にあたつては、住民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

第二章 刑事処分

(勧誘等)

第五条 売春をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者は、六月以下の懲役又は三十ドル以下の罰金に処する。

一、公衆の目にされるような方法で、人を売春の相手方となるように勧誘すること。

二、売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。

三、公衆の目にふれるような方法で客待ちをし、又は広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘引すること。

(周旋等)

第六条 売春の周旋をした者は、二年以下の懲役又は百五十ドル以下の罰金に処する。

2、売春の周旋をする目的で、次の各号の一に該当する行為をした者の处罚も、前項と同様とする。

一人を売春の相手方となるように勧誘すること。

二、売春の相手方となるように勧誘するため、道路その他公共の場所で、人の身辺に立ちふさがり、又はつきまとうこと。

三、広告その他これに類似する方法により人を売春の相手方となるように誘

(困惑等による売春)

第七条 人を欺き、若しくは困惑させてこれに売春をさせ、又は親族関係による影響力を利用して人に売春をさせた者は、三年以下の懲役又は三百ドル以下の罰金に処する。

2 人を脅迫し、又は人に暴行を加えてこれに売春をさせた者は、三年以下の懲役又は三年以下の懲役及び三百ドル以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

(対償の収受等)

第八条 前条第一項又は第二項の罪を犯した者が、その売春の対償の全部若しくは一部を收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、五年以下の懲役及び六百ドル以下の罰金に処する。

2 売春をした者に対し、親族関係による影響力を利用して、売春の対償の全部又は一部の提供を要求した者は、三年以下の懲役又は三百ドル以下の罰金に処する。

(前貸し等)

第九条 売春をさせる目的で、前貸しその他の方針により人に金品その他の財産上の利益を供与した者は、三年以下の懲役又は三百ドル以下の罰金に処する。

(売春をさせる契約)

第十一条 人に売春をさせることを内容とする契約をした者は、三年以下の懲役又は三百ドル以下の罰金に処する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

(場所の提供)

第十二条 情を知って、売春を行なう場所を提供した者は、三年以下の懲役又は三百ドル以下の罰金に処する。

2 売春を行なう場所を提供することを業とした者は、七年以下の懲役及び千ドル以下の罰金に処する。

(売春をさせる業)

第十三条 人を自己の占有し、若しくは管理する場所又は自己の指定する場所に居住させ、これに売春をさせることを業とした者は、十年以下の懲役及び一千ドル以下の罰金に処する。

引すること。

(資金等の提供)

第十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第九条から前条までの罪を犯したときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(罰則規定)

第十五条 第六条、第七条第一項、第八条第二項、第九条、第十条又は第十一條第一項の罪を犯した者に対しても、懲役及び罰金を併科することができる。第七条第一項に係る同条第三項の罪を犯した者に対しても、同様とする。

(刑の執行猶予の特例)

第十六条 第五条の罪を犯した者に対し、その罪のみについて懲役の言渡しをするときは、刑法(明治四十年法律第四十五号)第二十五条第二項ただし書きの規定を適用しない。同法第五十四条第一項の規定により第五条の罪の刑によつて懲役の言渡しをするときも、同様とする。

(第三章 補導処分)

第十七条 第五条の罪を犯した満二十歳以上の女子に対して、同条の罪又は同条の罪と他の罪とに係る懲役又は禁錮につきその執行を猶予するときは、その者を補導処分に付することができる。

2 补導処分に付された者は、婦人補導院に収容し、その更生のために必要な補導を行なう。

(補導処分の期間)

第十八条 补導処分の期間は、六月とする。

(保護觀察との関係)

第十九条 第五条の罪のみを犯した者を補導処分に付するときは、刑法第二十五条ノ二第一項の規定を適用しない。同法第五十四条第一項の規定により第

(3) 1970年7月10日 (金曜日) 公報 (号外)

五条の罪の刑によつて処断された者についても、同様とする。

(補導処分の言渡し)

第二十条 裁判所は、補導処分に付するときは、刑の言渡しと同時に、判決でその言渡しをしなければならない。

(勾留状の効力)

第二十一条 补導処分に付する旨の判決の宣告があつたときは、刑事訴訟法（一九五五年立法第八十五号）第三百四十九条から第三百五十一条までの規定を適用しない。

(収容)

第二十二条 补導処分に付する旨の裁判が確定した場合において、収容のため必要があるときは、検察官は、収容状を発することができる。

2 収容状には、補導処分の言渡しを受けた者の氏名、住居、年齢、収容すべき婦人補導院その他収容に必要な事項を記載し、これに裁判書又は裁判を記載した調書の略本又は抄本を添えなければならない。

3 収容状は、検察官の指揮によつて、検察事務官、警察官又は婦人補導院若しくは監獄の職員が執行する。収容状を執行したときは、これに執行の日時、場所その他必要な事項を記載しなければならない。

4 収容状については、刑事訴訟法第七十条、第七十二条第一項及び第三項並びに第七十三条の規定を準用する。

5 収容状によつて身体の拘束を受けた日数は、補導処分の期間に算入する。

(補導処分の競合)

6 檢察官は、収容状を発したときは、補導処分に付する旨の裁判の執行を指揮することを要しない。

(在院者の環境調整)

第二十四条 保護観察所の長は、婦人補導院に収容されている者の社会復帰を円滑にするため、必要があると認めるときは、その者の環境の調整に関する措置を講ずることができる。

2 前項の措置については、犯罪者予防更生法（一九五七年立法第八十四号）

以下「予防更生法」という。) 第三十九条の規定を準用する。

(仮退院の許可)

第二十五条 更生保護委員会は、補導処分に付された者に対し、婦人補導院の長の申請又は職権により、相当と認めるときは、仮に退院を許すことができるものとする。

2 婦人補導院の長は、補導処分に付された者が収容されたときは、すみやかに、これを更生保護委員会に通告しなければならない。

3 第一項の仮退院については、予防更生法第十六条から第十九条までの規定を準用する。この場合において、同法第十六条第二項中「前条」とあるのは、「壳春防止法第二十五条第二項」と読み替えるものとする。

(仮退院中の保護観察)

2 前項の保護観察については、予防更生法第二条、第二十一条から第二十三条まで及び第二十五条から第二十八条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十二条第二項中「第十八条第三項」とあるのは「壳春防止法第二十五条第三項」である。同法第二十二条第一項と、第二十七条第六項中「第三十二条第一項」とあるのは「壳春防止法第二十七条第二項において準用する第十八条第三項」と読み替えるものとする。

(仮退院の取消し)

第二十七条 仮退院中の者が遵守すべき事項を遵守しなかつたときは、更生保護委員会は、仮退院の取消しをすることができる。

2 前項の仮退院の取消しについては、予防更生法第三十二条第一項及び第二项並びに第三十三条第一項、第二項及び第五項の規定を準用する。この場合において、同法第三十三条第一項中「第二十七条第二項」とあるのは、「壳春防止法第二十六条第二項において準用する第二十七条第二項」と読み替えるものとする。

3 仮退院中の者が前項の規定において準用する予防更生法第三十三条第二項の規定により留置されたときは、その留置の日数は、補導処分の期間に算入する。

4 仮退院が取り消されたときは、検察官は、収容のため再収容状を発することができる。

5 再収容には、仮退院を取り消された者の氏名、住居、年齢、収容すべき

婦人補導院その他収容に必要な事項を記載しなければならない。

6 再収容状については、第二十二条第三項から第五項までの規定を準用する。ただし、再収容状の執行は、同条第三項に規定する者のか、保護観察官もすることができる。

(処分の審査)

第二十八条 前条第一項の規定による更生保護委員会の処分に不服がある者は、処分の日から十五日以内に、更生保護委員会に対し、審査の請求をすることができる。

2 前項の審査の請求については、予防更生法第三十六条第二項及び第三項、第三十七条並びに第三十八条の規定を準用する。この場合において、同法第三十八条第三項中「六十日」とあるのは、「三十日」と読み替えるものとする。

(予防更生法規則の適用)

第二十九条 仮退院の許可、仮退院中の保護観察、仮退院の取消し及び処分の審査については、前四条に定めるもののほか、予防更生法第四十二条から第四十八条までの規定を準用する。

(仮退院の効果)

第三十条 仮退院を許された者が、仮退院を取り消されることなく、補導処分の残期間を経過したときは、その執行を受け終わつたものとする。(更生保護)

第三十一条 更生緊急保護法(一九五九年立法第百七十二号)の適用について

は、婦人被導院から退院した者及び前条の規定により補導処分の執行を受け終わつたとされた者は、同法第一条第一号に掲げる者とみなし、補導処分による身体の拘束、婦人被導院の長及び仮退院は、それぞれ、刑事上の手続による身体の拘束、監獄の長及び仮出獄とみなす。

(執行猶予期間の短縮)

第三十二条 婦人被導院から退院した者及び第三十条の規定により補導処分の執行を受け終わつたとされた者については、退院の時又は補導処分の執行を受け終わつたとされた時において刑の執行猶予の期間を経過したものとみなす。

2 第十五条の罪と他の罪につき懲役又は禁錮に処せられ、補導処分に付された者については、刑法第五十四条第一項の規定により第五条の罪の刑によつて処断された場合を除き、前項の規定を適用しない。

(補導処分の失効)

第三十三条 刑の執行猶予の期間が経過し、その他の刑の言渡しがその効力を失つたとき、又は刑の執行猶予の言渡しが取り消されたときは、補導処分に付する旨の言渡しは、その効力を失う。

第四章 保護更生

(婦人相談所)

第三十四条 政府に、婦人相談所を置く。

2 婦人相談所は、性行又は環境に照らして売春を行なうおそれのある女子(以下「要保護女子」という。)の保護更生に関する事項について、主として次の各号の業務を行なうものとする。

一 要保護女子に関する各種の問題につき、相談に応ずること。

二 要保護女子及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行ない、並びにこれらに附隨して必要な指導を行なうこと。

三 要保護女子の一時保護を行なうこと。

4 婦人相談所には、要保護女子を一時保護する施設を設けなければならぬ。

5 前項に定めるもののほか、婦人相談所に關し必要な事項は、規則で定めること。

(婦人相談員)

第三十五条 政府に、婦人相談員を置く。

2 市は、婦人相談員を置くことができる。

3 婦人相談員は、要保護女子につき、その発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行ない、及びこれらに附隨する業務を行なうものとする。

4 婦人相談員は、非常勤とし、社会的信望があり、かつ、前項に規定する婦人相談員の職務を行なうに必要な熟意と識見をもつてゐる者のうちから、行政主席又は市長が任命する。

(婦人保護施設)

第三十六条 政府は、要保護女子を収容保護するための施設(以下「婦人保護施設」という。)を設置することができる。

(保護司等の協力)

第三十七条 保護司法(一九五七年立法第八十五号)に定める保護司、更生緊

(5) 1970年7月10日 (金曜日) 公

報(号外)

急保護法に定める更生保護事業を営むもの及び人権擁護委員法(一九七〇年立法第二十六号)に定める人権擁護委員は、この立法の施行に關し、婦人相談所及び婦人相談員に協力するものとする。

(市の支弁)

第三十八条 市は、その設置する婦人相談員に要する費用を支弁しなければならない。

(政府の補助)

第三十九条 政府は、規則の定めるところにより、市が前条の規定により支弁した費用の十分の五を補助するものとする。

2 政府は、予算の範囲内において、市町村又は社会福祉法人の設置する婦人保護施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

附 則

(施行期日)

1 この立法は、公布の日から施行する。ただし、第四章及び附則第四項の規定は一九七二年一月一日から、第二章、第三章、附則第二項及び附則第五項の規定は一九七二年七月一日から施行する。

(婦女に売淫させた者等の処罰に関する立法(一九五三年立法第三十五号))は、廃止する。

2 婦女に売淫させた者等の処罰に関する立法(一九五三年立法第三十五号)は、廃止する。

3 前項の規定の施行前にした同項に規定する立法の違反行為の处罚については、同項の規定の施行後も、なお従前の例による。

(社会福祉事業法の一部改正)

4 社会福祉事業法(一九五三年立法第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 売春防止法(一九七〇年立法第九十三号)にいう婦人保護施設を經營する事業

(更生緊急保護法の一部改正)

5 更生緊急保護法の一部を次のように改正する。

第一条各号列記以外の部分中「第二十六条」を「第二十六条第二項(売春防止法(一九七〇年立法第九十三号)第二十六条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)」に改める。

1970年7月10日(金曜日)公

報(号外)(1961年1月6日第三種郵便物認可) 第66号(6)

販売所 発行所

総務局 涉外広報部 文書課
総務局 財務部 用度課

一 晴 印 刷

公報(号外) 第66号

0242